

横浜港における港湾事業継続計画（港湾BCP） 感染症編（概要版）

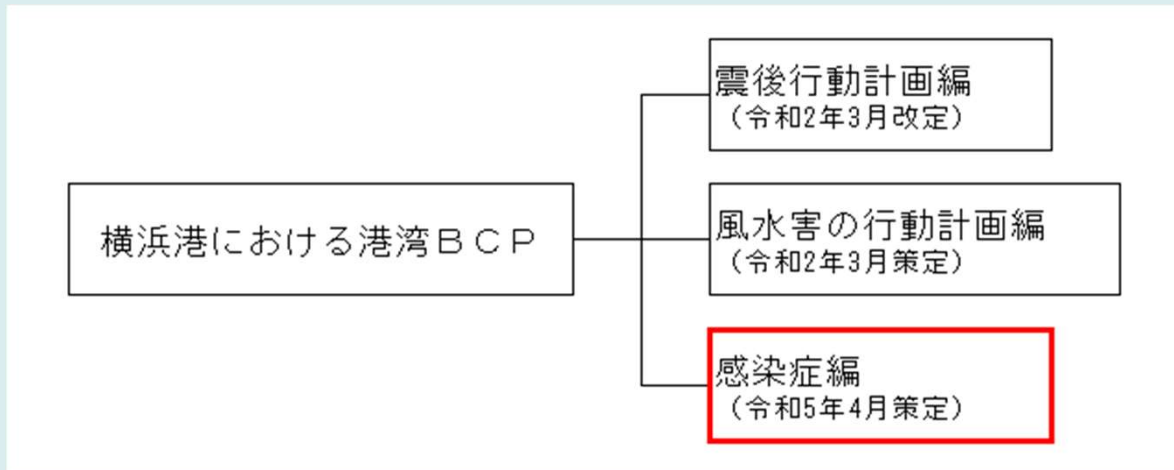
1. 基本方針
2. 実施体制
3. 感染症BCPの基本的考え方
4. 貨物船等・フェリー等に関するリスクと対応計画（マネジメント計画を含む）

基本方針

1. 基本方針

- ・我が国の港湾は、貿易量の 99.6%を取り扱う海上物流ネットワークの拠点として、新型コロナウイルス感染症がまん延している状況下においても、港湾物流機能を維持することが重要です。
- ・しかしながら、感染症の拡大により、港湾において、船舶の長期停留、船舶利用への支障、荷役への影響等が懸念されています。
- ・こうした状況に対応するため、国土交通省港湾局においては、令和3年4月、既存の港湾BCP の中に感染症に対応した BCP を追加していくことなどを目的とし、貨物船やフェリー等を対象とした港湾物流機能の維持に関し、「港湾の事業継続計画策定ガイドライン【感染症編】～港湾における感染症 BCP ガイドライン～ver1.0」を取りまとめました。
- ・今回、横浜港では同ガイドラインを踏まえ『横浜港における港湾事業継続計画(港湾BCP)感染症編』を策定することといたしました。

2. 横浜港における港湾BCPの策定経緯



港湾BCPとは

港湾BCPは首都直下地震のような単独の港湾管理者で対応不可能な大規模地震が発生した際に、港湾の関係者が協力して港湾物流機能の維持継続を図ることや、機能をいち早く復旧し、回復することによって、人や物流の停滞を最小限に食い止めることで、国民生活や日本経済への影響を低減するための計画としてこれまで策定してきました。

今回新たに策定した感染症BCPは、感染症の拡大下においても、横浜港の港湾BCPが求める事業継続目標を維持してゆくための対応のあり方について、あらかじめ明らかにしておくことを目的とし、港湾BCPの感染症対策編として位置づけるものです。

実施体制

・横浜港BCP(感染症編)策定に向け、『港湾BCPによる協働体制構築に関する横浜港連絡協議会』メンバーに、感染症対策で連携が必要な関係団体を加えて議論する。

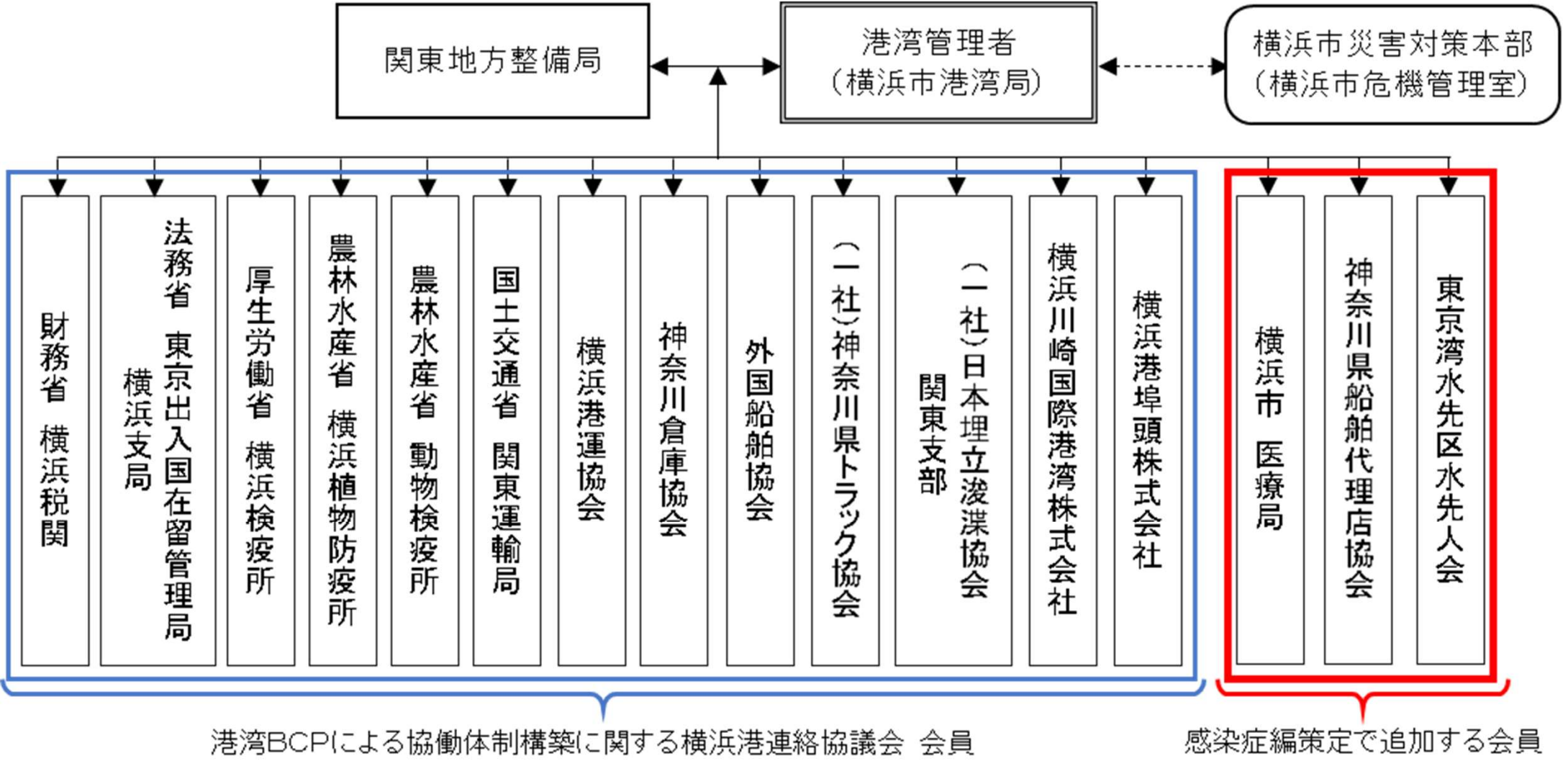


図-1 港湾BCP(感染症対策)協議会

感染症BCPの基本的考え方

1. 感染症BCPの目標

- ・港湾関係者や、入港船舶の乗客・乗員に感染症が発生・拡大すると、港湾における労働者の不足や、オフィスの閉鎖、船舶の運航停止等が必要となり、CIQをはじめとする国の関係官署、及び港湾管理者、その他の関係機関の業務機能の停止や、船社、海貨・フォワーダー、港運・陸運事業者等の港湾関係の事業活動の停止に繋がる。
- ・また、感染者の搬送、船内の消毒や船員の交代等のため、外航貨物船が港湾内に長期間停泊し、係留施設の占有が長引くなど、荷役が遅れるリスクも発生する。
- ・本感染症BCPは、感染症によって横浜港の、港湾機能継続が困難となる状況を回避し、その経済・社会への影響を軽減することを目的とする。

2. 港湾における感染症BCPの概念

本感染症BCPは、図-2のイメージのように感染症の発生・拡大によって横浜港の港湾機能継続が困難となる状況を回避し、その経済・社会への影響を軽減することを目的とする。

感染症は多種にわたっており、その種類によってとるべき対策も異なるため、まずは新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を念頭に策定する。

なお、本感染症BCPは、飛沫感染や接触経路とするその他の感染症にも準用する。

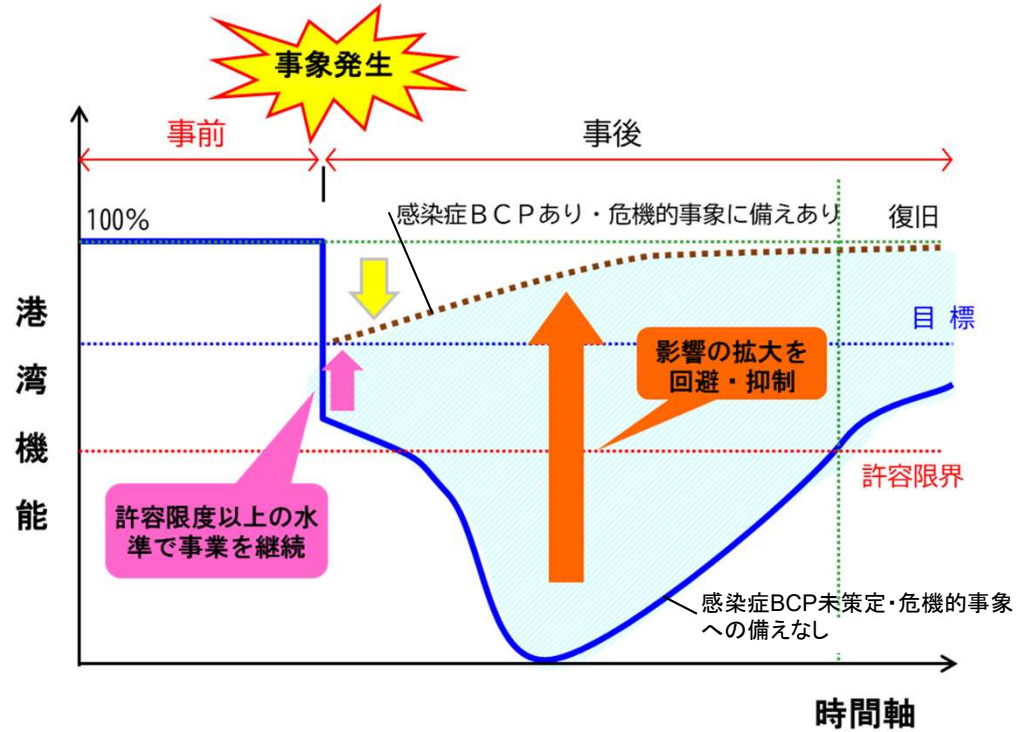


図-2 港湾におけるBCP(感染症編)の概念

感染症BCPの基本的な考え方

3. 横浜港BCP(感染症編)の構成(案)

本感染症BCPは令和3年に国土交通省港湾局で策定された「港湾の事業継続計画策定ガイドライン【感染症編】～港湾における感染症BCPガイドライン～Ver1.0」及び「港湾事業継続計画(BCP)(感染症編)ひな型Ver1.0」に基づいて作成する。構成は図-3の通りとし、港湾機能継続に影響を与えるケースとして、次の(a), (b)の対応計画を記載する。

- (a)感染症を発症または疑いのある船員等が乗船する船舶の入港時
- (b)感染症が懸念される中での災害対応時

対象船舶に応じた新型コロナウイルス等の感染症に対する参照資料

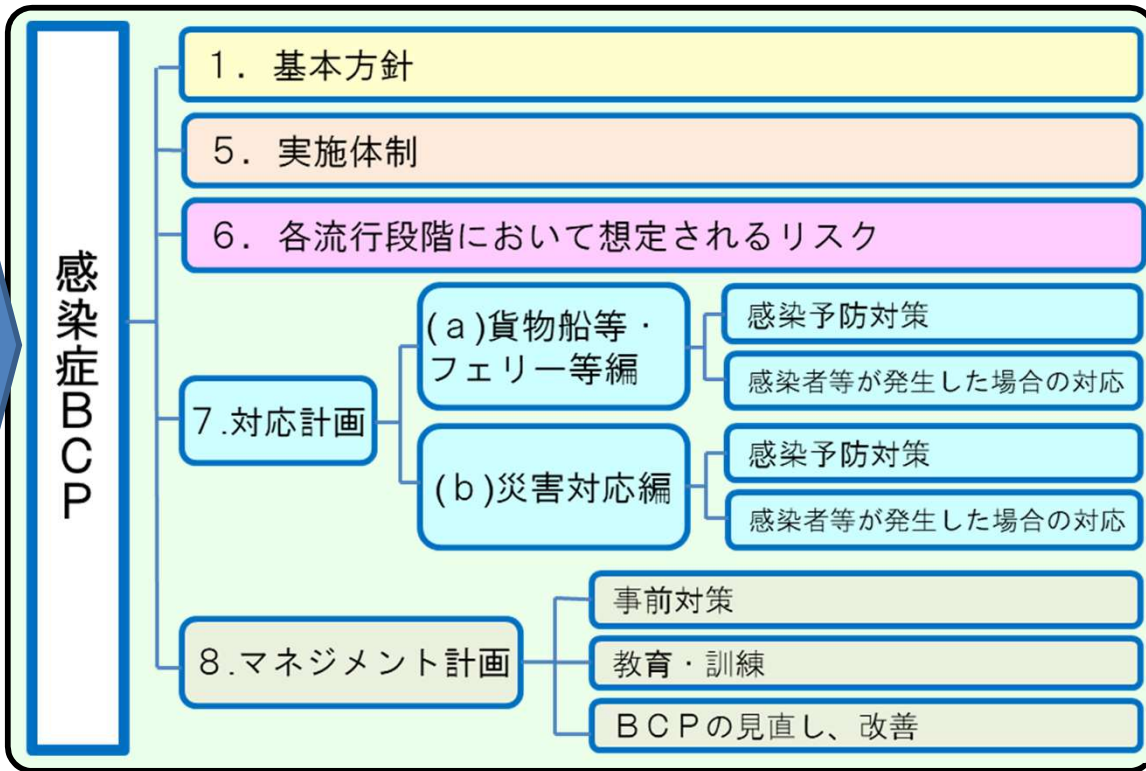
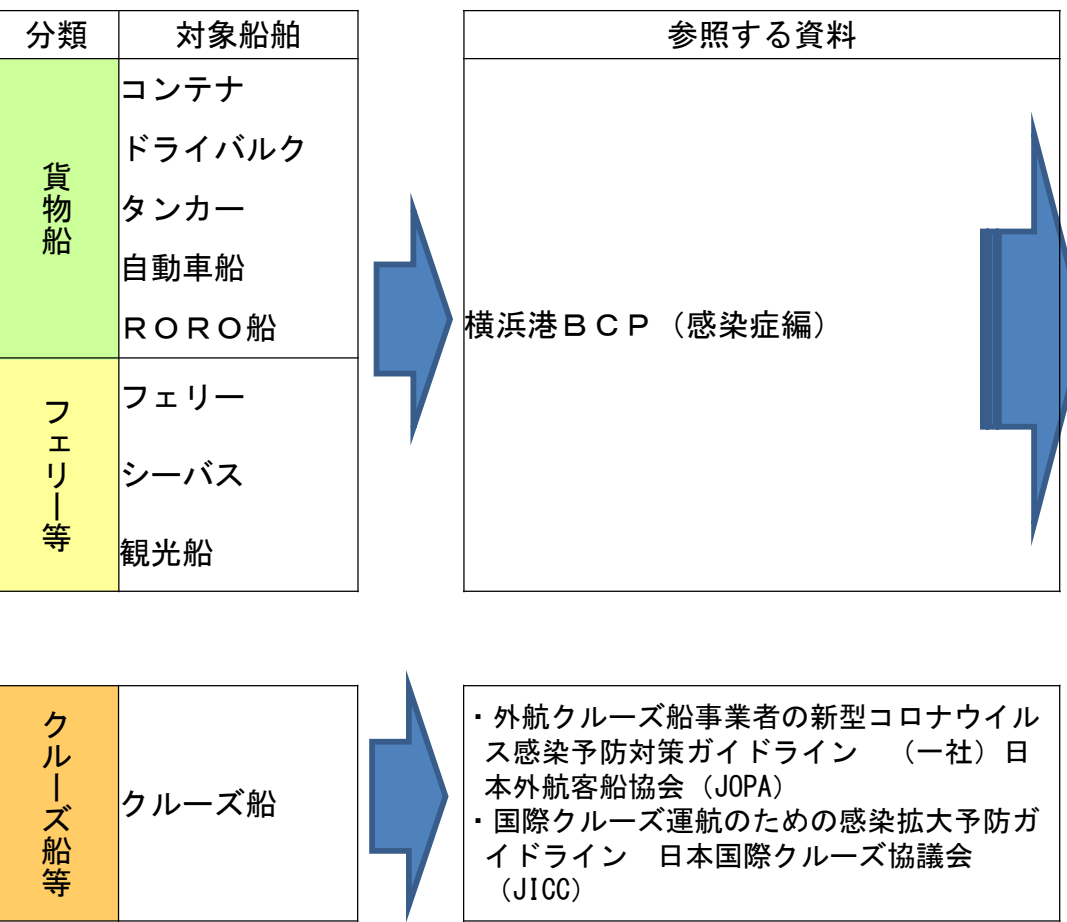


図-3 横浜港BCP(感染症編)の構成

1. 想定されるリスク

- ・港湾活動を起因とした国内外への「感染拡大リスク」
- ・感染拡大による「港湾機能停滞リスク」(災害対応の場合は「災害対応遅延リスク」)

2. 対応計画

(1) 感染予防対策

- ①未発生期、海外発生期、国内発生早期、国内感染期、小康期の各流行段階において行う感染予防対策を表-1に整理する。
- ②感染症が懸念される中で複合的に災害が発生した時の主な対策を表-2に整理する。

(2) 感染者等が発生した場合の対応

船社等は乗組員等に感染者等が発生した場合、横浜港を管轄する保健部局に連絡を行う。また濃厚接触者の可能性がある関係事業者に対して適宜情報共有を行う。これらの連絡系統を図-4, 5に整理する。

上記の内容について、主な対応計画は、既存の指針等に基づいてコロナ禍に運用された港湾の実態を反映・整理したもの。今後、実態に合わせて更新していく。

貨物船・フェリー等に関するリスクと対応計画

①各流行段階の感染予防対策

表-1 各流行段階における対応方策

対応		フェーズ				
		未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
自らの感染予防対策の実施			→			
マネジメント計画	事前対策	→				
	教育・訓練	→				
	感染症BCPの見直し、改善 ↓ 教育・訓練	→				→
海外・他港等の情報収集・情報共有の実施	感染発生事例（海外、国内他港）や予防・防疫措置の情報収集		→			
	横浜港湾 BCP協議会構成員等への情報共有		→			
船社・港湾運送事業者等への防疫措置等の実施	検温やマスク着用等の所要の防疫措置実施の要請		→			
	感染予防に係るポスター掲示やアナウンス実施の要請		→			→
	船社・港湾運送事業者等への感染者等判明時の所要措置実施の再周知・徹底		→			
措置実施に必要な資器材の確保の実施	対策実施状況の把握				→	
	予防・防疫資器材の備え置き状況の把握		→			
	資器材の相互融通の調整、他港との相互融通			→		
船社・事業者等への業務継続体制確保	ローテーション勤務や職務の代替性強化の要請				→	
対応の見直し	衛生用品等感染予防対策品の補充や対応の見直し					→
	本感染症BCPの修正					→

②感染症が懸念される中で複合的に災害が発生した時の対応

表-2 各流行段階における対応方策

対応		フェーズ				
		未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
マネジメント計画	非接触型体制の構築	→				
	複合災害時の防災訓練	→				
感染拡大予防対策	災害対応従事者の感染対策		→	→	→	→
	災害対応従事者の検温		→	→	→	→
	屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間の縮小			→	→	
	派遣部隊への感染対策、検温等の要請		→	→	→	→
	オンラインでのリエゾン対応			→	→	
活動支援	支援船のバース調整		→	→	→	→
対策の見直し	本感染症BCPの修正					→
	感染予防対策用品の補充					→

貨物船・フェリー等に関するリスクと対応計画

感染者等が発生した場合の対応

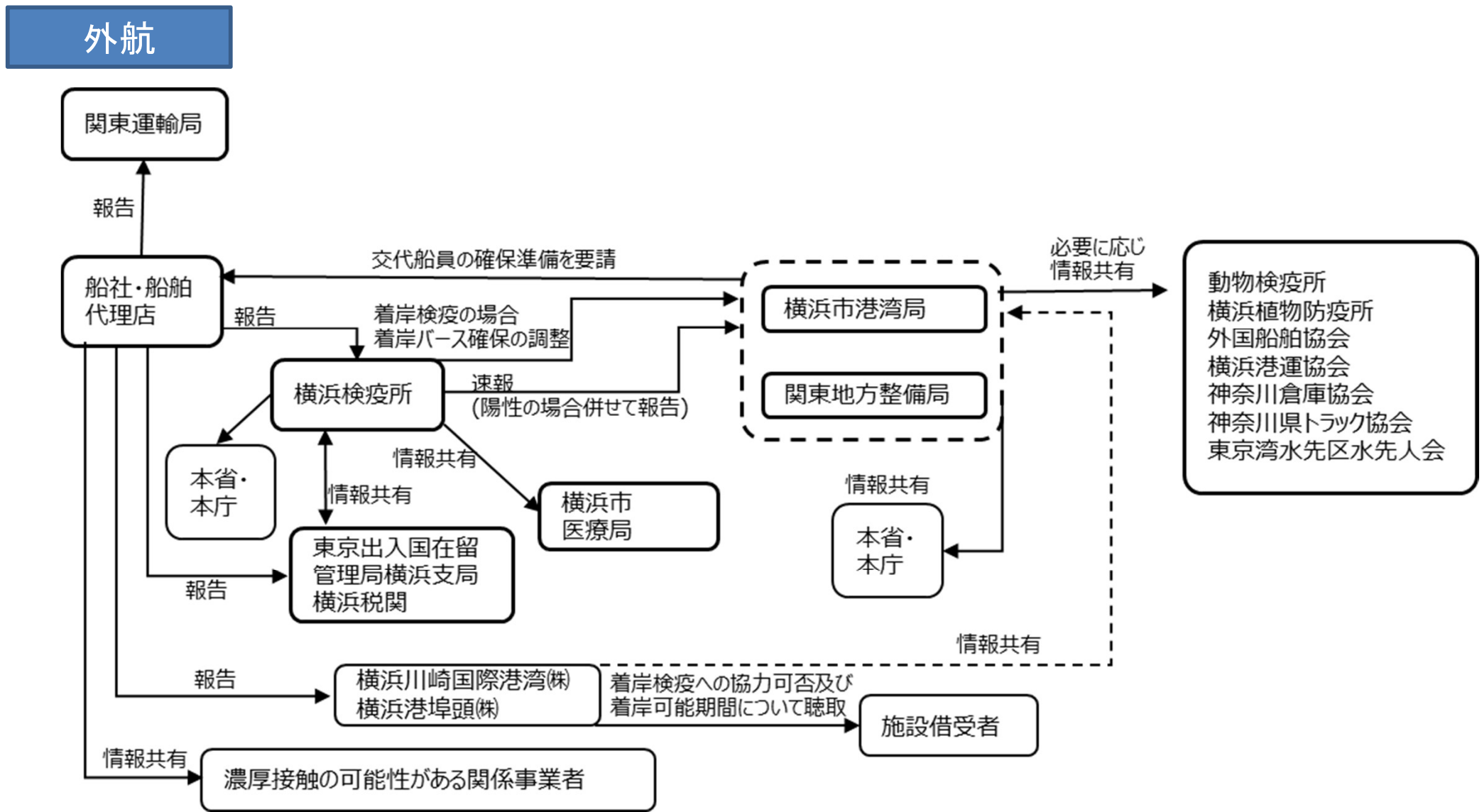
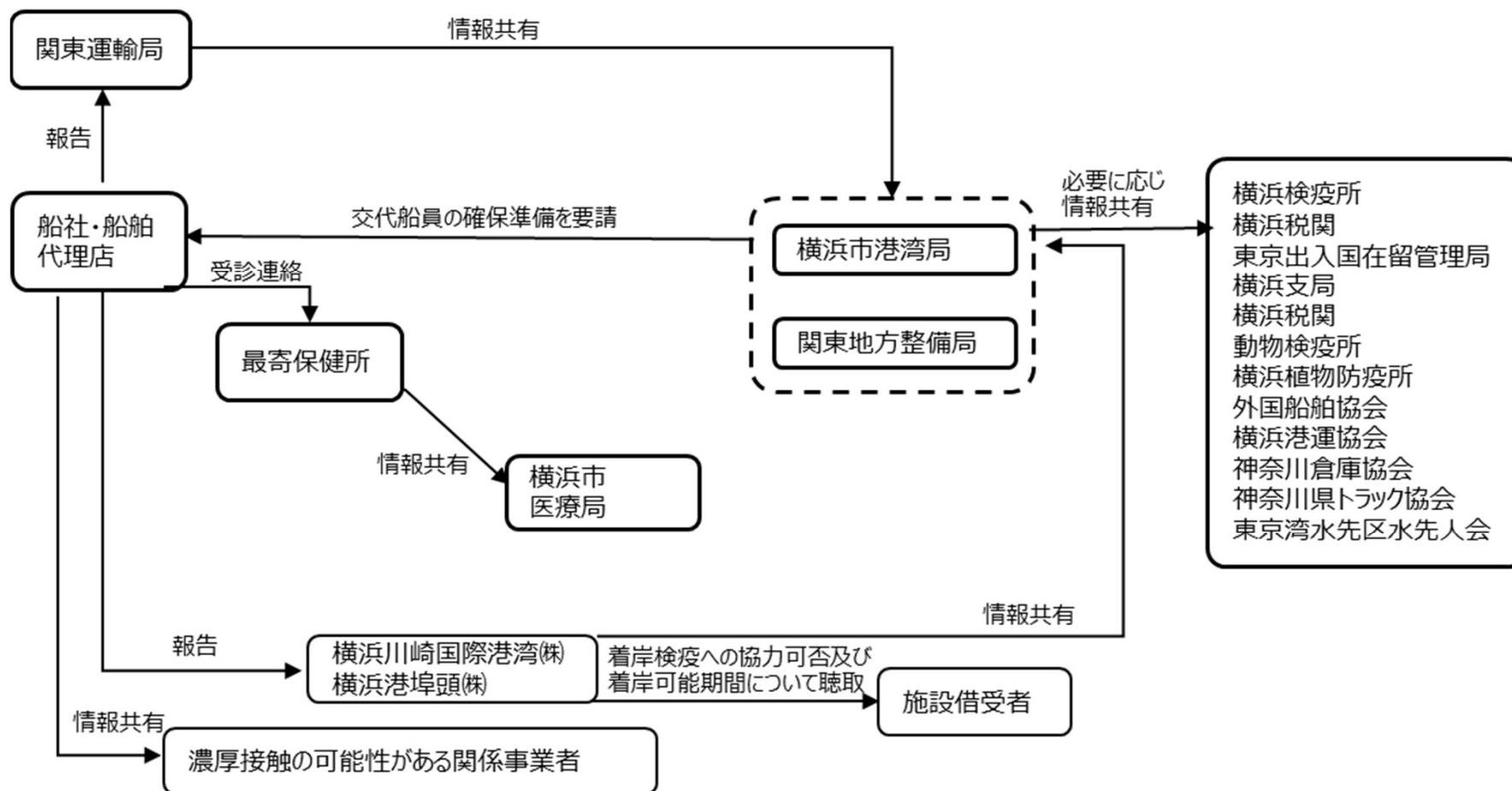


図-4 各流行段階における対応方策(外航)

貨物船・フェリー等に関するリスクと対応計画

感染者等が発生した場合の対応

内航



図－5 各流行段階における対応方策(内航)